

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人電子航法研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、国土交通省の独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとされている。
また、役員報酬のうち、勤勉手当について、理事長が必要と認める時は、役員の職務実績に応じ、増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

監事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。
・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.61%引き下げた(平成23年4月分から平成24年3月分については平成24年6月の期末・勤勉手当で調整)。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,000	千円 9,875	千円 3,683	千円 1,185 (地域手当) 257 (通勤手当)		3月31日	*
A理事	千円 13,129	千円 8,402	千円 3,245	千円 1,285 (地域手当) 197 (通勤手当)			◇
A監事	千円 12,015	千円 7,796	千円 2,911	千円 936 (地域手当) 372 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,642	千円 2,642	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	千円 10,725	8	0	H25.3.31	1	業績勘案率は暫定(1.0)であり、国土交通省独立行政法人評価委員会が行う業績勘案率の決定に基づき、精算することとしている。	*
A理事	千円					該当なし	
A監事	千円 2,117	2	0	H25.3.31	1	業績勘案率は暫定(1.0)であり、国土交通省独立行政法人評価委員会が行う業績勘案率の決定に基づき、精算することとしている。	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における「人事に関する計画」のもと、人件費の最適な配分に努める。なお、「人事に関する計画」では、業務処理を工夫するとともに業務内容及び業務量に応じて適性に人員を配置することとしており、これに基づき人件費の総額抑制・管理に努めていくこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき職員給与の支給基準を社会一般情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に応じて下記の2項目について給与に反映することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	勤務成績に基づき昇給対象者を選定
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に基づき勤勉手当の支給率を加減

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:事務職2級以下及び研究職2級以下(▲4.77%)、事務職3級から6級まで及び研究職3級から4級まで(▲7.77%)、事務職7級以上及び研究職5級以上(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当(一律▲10%)、期末手当及び勤勉手当(一律▲9.77%)、地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く。)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出
- ・国と異なる措置の概要:なし

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:(一律▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:地域手当、期末手当及び勤勉手当(一律▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要:なし

【給与再精査を踏まえた措置状況】

国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組んでいる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	46	43.4	7,569	5,811	99	1,758
事務・技術	9	42.3	6,385	4,892	172	1,493
研究職種	37	43.7	7,857	6,034	81	1,823
非常勤職員	10		-	-	-	-
事務・技術	9	44.2	2,975	2,621	96	354
研究職種	1		-	-	-	-

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

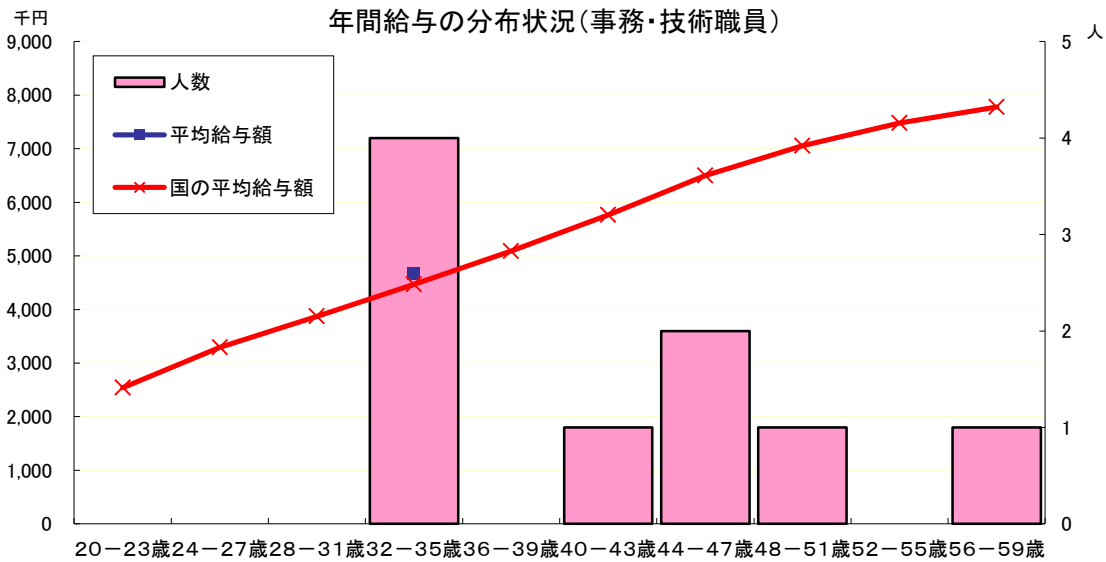
注2:在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため表を省略した。

注3:常勤職員の表中の医療職種及び教育職種については、該当者がいないため表を省略した。

注4:非常勤職員については、研究職種の該当者が1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)[常勤職員のみ。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)

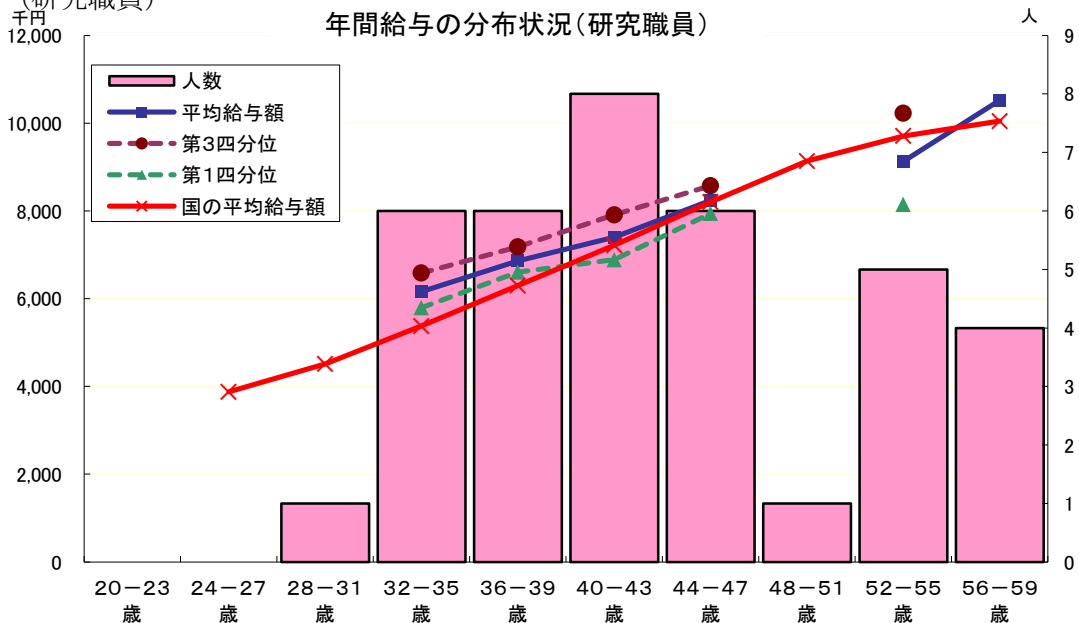


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:2名以下の区分については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注3:各区分4名以下であるので、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位の項目については表示していない。

(研究職員)



注1:2名以下の区分については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注2:4名以下の区分については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位の項目については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	2	-	-	-	-
本部課長補佐	3	46.8	-	6,817	-
本部係長	4	34.8	-	4,670	-

注1:本部課長グループの該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人員以外の項目については記載していない。

注2:4名以下のグループについては、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1分位及び第3分位の項目については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部研究部長	3	59.5	-	10,723	-
本部研究課長	6	51.8	8,869	9,608	10,226
本部主任研究員	25	40.4	6,606	7,213	7,945
本部研究員	3	38.8	-	5,868	-

注:4名以下のグループについては、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1分位及び第3分位の項目については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長	分室長 課長補佐	課長補佐	係長	係員	係員
人員 (割合)	9 (22.2%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	4 (44.4%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)					34～35		
所定内給 与年額(最高 ～最低)					3,105～ 4,174		
年間給与 額(最高～ 最低)					4,131～ 5,338		

注:3級以外の各級の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		研究企画統括	上席研究員	主幹研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	37人	該当者なし (%)	9人 (24.3%)	12人 (32.4%)	14人 (37.8%)	2人 (5.4%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)			45～59歳	39～53歳	33～41歳		
所定内給与年額(最高～最低)			千円 6,610～7,965	千円 5,540～6,352	千円 4,501～5,568		
年間給与額(最高～最低)			千円 8,578～10,791	千円 7,236～8,191	千円 5,798～7,180		

注:2級の該当者が2名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 該当者なし	% 該当者なし	% 該当者なし
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 該当者なし	% 該当者なし	% 該当者なし
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.6	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.4	% 33.6
	最高～最低	% 39.5～32.8	% 35.7～30.3	% 35.7～31.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 58.5	% 56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.7	% 41.5	% 43.1
	最高～最低	% 45.0～44.6	% 41.8～41.4	% 43.4～42.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.4	% 66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.6	% 34
	最高～最低	% 39.7～30.8	% 35.7～28.0	% 37.6～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

108.6

対他法人(事務・技術職員)

102.6

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

103.0

対他法人(研究職員)

101.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>108.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考</td> <td>地域勘案</td> <td>109.9</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>109.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>109.6</td> </tr> </table>	対国家公務員	108.6	参考	地域勘案	109.9	学歴勘案	109.7	地域・学歴勘案	109.6
対国家公務員	108.6									
参考	地域勘案	109.9								
	学歴勘案	109.7								
	地域・学歴勘案	109.6								
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 各手当に関する支給額の平均は、地域手当は44,598円(同33,637円※)、住居手当は5,630円(同4,001円※)、俸給の特別調整額(管理職手当)は14,431円(同10,709円※)、単身赴任手当等その他11,854円(同7,355円※)となっているため、対国家公務員指数が高くなっている。なお、事務・技術職員の調査対象人員は9人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。 ※「平成24年国家公務員給与等実態調査(人事院)」から引用</p> <p>【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>									
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.7% (国からの財政支出額 1,435,829千円、支出予算の総額 1,582,796千円：平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 中期計画及び整理合理化計画に基づき、これまで同様適正な財政支出に努める。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p>									
講ずる措置	<p>引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。</p> <p>【平成25年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 105.4 年齢・地域・学歴勘案 106.4</p>									
その他	<p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】81.0%(平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合】(25年4月1日時点)15.4%</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合】(25年4月1日時点)38.5%</p>									

○研究職員

項目	内容									
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 103.0</p> <table border="1" data-bbox="667 293 1332 392"> <tr> <td data-bbox="667 293 802 392">参考</td> <td data-bbox="802 293 938 324">地域勘案</td> <td data-bbox="938 293 1332 324">103.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="802 324 938 356">学歴勘案</td> <td data-bbox="938 324 1332 356">103.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="802 356 1332 392">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="938 356 1332 392">103.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	103.2		学歴勘案	103.5		地域・学歴勘案	103.3
参考	地域勘案	103.2								
	学歴勘案	103.5								
	地域・学歴勘案	103.3								
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 当研究所は、研究開発業務に係る高度な専門的知識・能力を持つ者に対して、国に準拠した当所の給与規程に基づき管理職手当を支給している。また当研究所は、職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の研究職の大学院修了者が74.2%※に対し、当所研究職員は80.0%となっており、それに応じて給与が高くなっていることも対国家公務員指数を上げる要因となっている。</p> <p>※ 「平成24年人事院勧告 参考資料」から引用</p> <p>【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>									
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 90.7% (国からの財政支出額 1,435,829千円、支出予算の総額 1,582,796千円：平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 中期計画及び整理合理化計画に基づき、これまで同様適正な財政支出に努める。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。</p> <p>【平成25年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 103.0を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案 103.3を下回る指数</p>									
<p>その他</p>	<p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】81.0%(平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合】(25年4月1日時点)23.8%</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合】(25年4月1日時点)95.1%</p>									

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	480,770	520,114	-39,344 (△7.6)	-39,344 (△7.6)
退職手当支給額 (B)	43,894	8,405	35,489 (422.2)	35,489 (422.2)
非常勤役職員等給与 (C)	108,589	101,049	7,540 (7.5)	7,540 (7.5)
福利厚生費 (D)	66,546	67,664	-1,118 (△1.7)	-1,118 (△1.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	699,799	697,232	2,567 (0.4)	2,567 (0.4)

総人件費について参考となる事項

給与・報酬等支給総額の対前年比については7.6%減となっており、主な要因としては「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた給与削減措置によるものがあげられる。最広義人件費の対前年比については0.4%増となっており、主な要因としては平成24年度の退職手当の支給が平成23年度比で422.2%増となっていることがあげられる。

給与特例措置による削減額の総額(概算)は50,263千円となっている。

また、平成24年度に実施した退職手当見直し措置による削減額の総額は2,010千円となる。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

1) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前々中期目標期間の最終年度予算を基準として、前中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行った。平成23年度以降についても人件費削減の取組を引き続き着実に実施する。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。(対象は給与・報酬等支給総額で今後の人事院勧告を踏まえた給与改定は除く。)

2) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17年度予算を基準として平成18年度からの5年間で5%以上の削減を実施した。平成23年度以降についても人件費削減の取組を引き続き着実に実施する。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。(対象は給与・報酬等支給総額で今後の人事院勧告を踏まえた給与改定は除く。)

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年3月29日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

※1	①退職日が平成25年3月29日～平成25年9月30日	98/100
	②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
	③退職日が平成26年7月1日～	87/100

【職員】

・平成25年3月29日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

※2	①退職日が平成25年3月29日～平成25年9月30日	98/100
	②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
	③退職日が平成26年7月1日～	87/100